

西ドイツ非嫡出子法の改正について(二)

——政府草案の発表を機縁として——

佐藤義彦

- 一 はじめに
現行非嫡出子法の概観
 - 二 民法典制定後の法発展と改正の諸提案
 - 三 報告者草案起草の基礎作業(以上一〇七号)
 - 四 報告者草案
 - 五 政府草案
- 結語に代えて(以上本号)

四 報告者草案

一九六六年五月に連邦司法省は非嫡出子法の報告者草案を完成し、これを公表した。

報告者草案は、民法典改正の提案以外に、裁判所構成法、民事訴訟法および非訟事件手続法改正の提案をも包含しているが、少年福祉法、戸籍法、国際私法および経過規定改正の提案は含んでいない。

報告者草案中民法典の改正に関する部分はその概観を既に紹介させていただいているので、ここでは報告者草案の採っている基本的態度とそれらについて同草案公表後なされた諸批判を紹介することとしたい。

(一) 改正の範囲

(イ) 報告者草案は非嫡出子の私法上の地位を新たに規定するに止まり、その他の法領域については右と直接に関連する領域のみに限定している。

(ロ) 報告者草案は、非嫡出子法を新たに規定するに際し、現行の嫡出子法を原則としてそのまま非嫡出子に適用することとし、特別な例外の場合を除き、当該現行嫡出子法の改正の要否について検討することを避けている。

現行嫡出子法中改正の必要が有る部分については、非嫡出子法の改正と同時に、これをも改正しておくという方法を採用することに多くの利点があることは疑問の余地がない。この方法は改

正の必要が有る諸規定の適用領域を非嫡出子に拡張することおよび後日における改正の際多くの問題が再び問題とされねばならないという不合理を防止するうえに役立つ。かかる観点から、最低の定額扶養料の規定を嫡出子にも適用すること、共同親権者たる父母の間で親権の行使につき合意できない場合の処置 (§ 1629 Abs. 2 参照)、親権の制限と剝奪に関する規定の改正、父母離婚後または別居中の子に官庁補佐の制度を導入すべきこと、養子法を新たに規定すること親族会を廃止すべきこと、家庭裁判所の創設などが広く主張されていた。この見解に対しては、嫡出子に適用される規定をも今回の改正に含むときは改正作業が際限無く拡大し、それに伴って、非嫡出子法の改正は大幅に遅延することになることを理由として報告者草案の態度に賛成する学者もあり、政府草案も報告者草案の右の立場を踏襲し、非嫡出子法の早期の改正を目差している。

(二) 嫡出子との関係

さらに一層基本的な問題は、嫡出子と非嫡出子とはいかなる範囲において法的に同等な地位に置かれるべきであるかおよび非嫡出子に対してはいかなる範囲で特別規定が準備されるべきかの問題である。

一方では、嫡出子と非嫡出子とに異なった規定を設けることはできるかぎり避けられている。これは基本法第六条第五項および第三条からの要請であるのみならず、ややもすれば特別規定中で非嫡出子を差別し低い評価を与えることがあるという考慮にでたものである。

他方では、非嫡出子は、現実には、嫡出子とは異なった状態の下にあることに大きな注意が払われている。嫡出子と非嫡出子と同じ規定を機械的に適用することは決して非嫡出子の事実上の劣悪な地位を除去することにはならず、むしろ逆に、そのことによって非嫡出子の効果的な保護が破壊されることになるといっているのである。

右のような、ある意味では二律背反的な立場から定められた個々の規定については種々の異なった評価がなされた。ある者は報告者草案の態度は行きすぎであるとして非難し、ある者は非常に進歩的であると評価し、ある者は妥当な方法であると考えている。また、嫡出子と非嫡出子とにより一層同等な地位を与えるべきであるという意見や、さらには、非嫡出子法は廃止してしまうべきだとの意見も出されていた。

(三) 子の福祉と父母の利害との調節

報告者草案は非嫡出子の福祉を前面に押し出している。そして、非嫡出子の利害と父母のそれとが相容れない場合には、子の利害を父母のそれよりも優先させている。子はその非嫡出の出生という事実⁽⁴⁾に責めは無く、父母がそれを負うべきであるという考え方に基づくものである。

報告者草案の右の立場は、基本的には、賛成を受けている。しかし、子が場合により父の氏を称し得る旨の規定 (§ 1618 RefE) ⁽⁵⁾については、反対論が多く、政府草案中ではこれが削除されている。

(四) 多様な事情の顧慮

非嫡出子の現に置かれている状態が種々であることに鑑み、報告者草案は多くの問題について当事者に自由な活動の余地を与え、具体的な事案に最も適合した妥当な解決がなされることを期待している。

報告者草案のこの方法自体については賛成する者こそあれ反對する者は見当たらないけれども、自由な活動の余地があまりにも広すぎるのではないかとの批判は若干の者から提起されている。

- (1) Referentenentwurf eines Gesetzes über die rechtliche Stellung der unehelichen Kinder (Unehelichengesetz), herausgegeben vom Bundesjustizministerium, Bielefeld 1966.
- (2) 拙稿前掲同志社法学一〇二号七五頁以下および前掲法学論叢のうち西クニツに關する部分。
- (3) たよん²⁴ Alexander Knur, Zur Reform des unehelichenrechts, Eine Stellungnahme zum Referentenentwurf eines Gesetzes über die rechtliche Stellung der unehelichen Kinder (Unehelichengesetz), FamRZ 1967 Heft 5, S. 245.
- (4) たよん²⁴ Hermann Lange, Ein Reformvorschlag zum Unehelichenrecht, JZ 1966 Nr. 22, S. 728.
- (5) Zweigert, a. a. O., Jus 67, S. 243.
- (6) Paul Heinrich Neuhaus, Das Ende des deutschen Unehelichenrechts, FamRZ 1966 Heft 11, S. 528.
- (7) Begründung des Referentenentwurfs (ズト²⁵は Begr. des RefE ヲコト²⁶引用), in: Referentenentwurf, S. 36.
- (8) 詳細はつら²⁷は後述する。
- (9) たよん²⁴ Zweigert, a. a. O., FamRZ 67, S. 245.
- (10) Lange, a. a. O., JZ 66, S. 723 f., vgl. G. Brühl, Das allgemeine Verwandten-Unterhaltsrecht und

der Unterhaltsanspruch des unehelichen Kindes gegen den Vater, Einige kritische Bemerkungen zum Referentenentwurf, FamRZ 1966 Heft 11, S. 545.

五 政府草案

一九六七年九月に発表された政府草案は、基本的には、一九六六年五月に公表された報告者草案によっている。それゆえ、ここでは、報告者草案発表後に改められた部分を中心として紹介させていたことにする。

(一) 非嫡出子法の体系

政府草案は報告者草案の体系をそのまま承継している。報告者草案以後に発表された諸家の見解もほとんど一致してこの体系を支持している。

なお、ここで「非嫡出」という用語法について触れておく。報告者草案は、民法典と同じく、「unehelich」という語を使用していたが、これに対して反対論が提起された。「un-」という接頭語は単なる否定を表現するのみならず、意味の変化をもたらすことがしばしばあり、「unehelich」という語もまた価値評価の下落を意味する。それゆえ「unehelich」という語に代え「nichtehelich」という語を使用すべきである⁽²⁸⁾、というのであった。

しかしながら、右の意見に対しては、民法典の用語法を改正するとすれば他の多くの法律のそれをも改正しなければならぬことおよび、さらに重要なことは、子は非嫡出の出生のゆえ

に社会的な地位において差別されるべきでないという考え方が一般的に普及しない以上用語法の変更は結局のところ従来の「*unehelich*」という語に付着していたと同一の意味を新たに導入された語に付着さすにすぎないという理由から、反対意見も⁽³⁾有り、政府草案も、従来と同じ「*unehelich*」という語を使用することにしている。⁽⁴⁾

(二) 父子関係の確定

父たることを認知した者または判決により父と確認された者が非嫡出子の父とみなされ、その旨が職権によって非嫡出子の出生登録簿に登録されることになっている⁽⁵⁾ (§ 1600 a RegE) 点は報告者草案 (§ 1600 a RefE) と同じである。

認知がなされたただけの場合には、裁判によって父性の確認がなされた場合よりも、その効果が限定されるべきであるとの意見および認知には裁判所の確認 *Nachprüfung* を必要とすべきであるなどの意見も出されていたが、⁽⁶⁾これに賛成する者は無かったようである。

(イ) 認 知

行為能力を有する者は認知をすることができる。行為能力に制限を受けている者も、その法定代理人の同意を得て、自ら認知をすることができる (§ 1600 d Abs. 1 Satz 1 RegE)。報告者草案は右の場合において法定代理人が正当な理由無く同意を拒むときは後見裁判所が、認知をする者の申立てに基づき、同意を補充することのできる旨定めていた (§ 1600 d Abs. 1 Satz 2 RefE) が、この規定については、同意の補充をする後

見裁判所は実際には一種の血縁確認の訴訟をしなければならぬことになり裁判官に過大な要求を課することになること、また、同意補充の裁判は認知の後六箇月以内に確定することを要する (vgl. § 1600 e Abs. 3 RegE/RefE) が現実にはこれが不可能であると思われること、⁽⁷⁾法定代理人は、多くの場合、認知をする者が無資産であるときに認知をする者に代わって子を扶養する義務を負うことになるが、かかる扶養義務の負担につき法定代理人は事実上防衛の機会を奪われることになるなど⁽⁸⁾を理由として、反対の意見が出されたため、政府草案では削除されている。

認知には認知をする者または戸籍吏に対して表示される子の同意が必要である (§ 1600 c RegE/RefE)。子が行為能力を有しないときまたは一四歳未満であるときは、その法定代理人だけが同意をすることができる (§ 1600 d Abs. 2 RegE/RefE)。

認知に対する同意に関しては、しばしば、母の同意を必要とすべきではないかとの点が論じられた。⁽⁹⁾子の父が誰であるかについて知っているのは母だけであることがその理由であった。⁽¹⁰⁾

政府草案は、しかし、諸外国の経験によれば母が認知について異議を申し立てる事例は極めて稀であることを理由に、母には認知に対する同意権はもちろん異議権をも与えず、単に、取消権を与える (§ 1600 h Abs. 1 RegE) に止まった。

認知は、子の出生前にも、することができると (§ 1600 b Abs. 2 RegE/RefE)。この点に関しても争われた。子が生きて生まれなかったときは認知は維持し得ないものとなるが、これは条件

付きまたは期限付きの認知は効力を有しない旨の規定 (§ 1600 b Abs. 1 RegE/RefE) に違反すること、軽率な認知(たとえば、皮膚の色の違った子が生まれてきた場合) から父を保護する方法が無いこと、双生児が出産したときにも認知は効力を有するかについて疑問の有ることなどがその理由であった。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

政府草案は、子が生きて生まれることは法定条件であって認知が条件に親しまない旨の規定(これは法律行為の附款に関するものである)とは何ら関係しないこと、多くの外国では出生前の認知が特にとりたてて言われるべきほどの不都合さをもたらしてはいないこと、子の出生前の認知を認める場合の利益が著しく大きいことを理由に、報告者草案どおりに定めた。

認知も法律行為であるから、その無効 Unwirksamkeit は何時でもまた誰からでもこれを主張することのできるのが原則である。しかし、認知は父たることを対世的効力をもって宣言する行為であるから、政府草案はその無効である場合をできるだけ限定するように提案している。認知が条件付きもしくは期限付きでなされているとき、すでに認知がなされもしくは確定した裁判により父性が確認された後にさらに認知がなされたとき、子の同意が認知をする者もしくは戸籍吏に対して表示されていないときまたは認知もしくは子の同意に法定代理人の同意を必要とする場合においてその同意が無いときもしくはその同意に必要な形式 (§ 1600 e RegE) が欠けているときは、認知は取消しを待つまでもなく無効である。ただし、ドイツ戸籍簿への登録後五年を経過したときは、認知の無効を主張すること

はできなく (§ 1600 f RegE)。

報告者草案はドイツ戸籍簿への登録後一〇年を経過した後は認知の無効を主張することはできなく (§ 1600 f RefE) とのみ規定していたため、認知をした者が行為無能力であった場合や民法典第一三四条、第一三八条違反の場合あるいは事実上反することを知りつづなした場合における認知の効力につき問題が提起された⁽¹³⁾ほか、認知の無効も裁判上の手続を必要とすべきではないかが主張された⁽¹⁴⁾。政府草案はこれらの見解を一部採用して右のように規定したのである。

認知は、さらに、それが取り消され⁽¹⁵⁾かつ認知をした者が子の父ではないことが裁判によって確認されたときは、効力を有しなく (§ 1600 f Abs. 1 RegE)。

認知を取り消すことのできるのは、認知が事実上反するときまたは認知が民法典第一一九条第一項もしくは第一二三条による意思の欠缺の下でなされているときだけである (vgl. § 1600 h Abs. 2 RegE)。

報告者草案は、第一一九条または第一二三条の事由が有るときは認知をした者に認知を取り消す権利を認めていた (§ 1600 g RefE) ため、いわゆる「本質的性質の錯誤」 (§ 119 Abs. 2 BGB) が有る場合にも認知を取り消すことができることとなっていたが、論者の主張を容れてこの部分を削除したものである⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

認知を取り消すことのできる者は、認知をした者、子および母であるが、認知をした者が認知の効力発効後一年以内に死亡

したときはその父母も認知を取り消すことができる (§ 1600 n RegE)。

財産上の利益を考慮して認知をした者の相続人にも取消権を認めるべきであるという主張も有ったが、反対する者こそあれ⁽¹⁹⁾他に賛成する者は無く、政府草案には採り入れられていない⁽²⁰⁾。

認知の取消は訴えによってなされる。ただし、認知をした者または子が死亡したときは、後見裁判所に対する申立てによって取り消す (§ 1600 I RegE, § 1600 o RegE)。

認知取消手続においては、子は認知をした者から出生しているとの推定がなされる。もっとも、認知の表示が第一一九条第一項、第一二三条に規定する意思の欠缺の下でなされたときは右の推定が働かず、第一六〇〇条〇の規定が準用される (§ 1600 n RegE)。報告者草案は「子が認知をした者から出生していな⁽²¹⁾いとき」に認知の取消しを認めていた (§ 1600 I Abs. 1 Satz 1 RegE, vgl. §§ 1600 i Abs. 1 Satz 1, 1600 m Abs. 1 RegE) から、実質的な変更はなされていない。

認知の撤回ができるかについて政府草案は何も規定していない。報告者草案もこの問題については何も規定していなかったため、撤回のできないことを明文で規定すべきであると主張する者も有ったが、認知の撤回でき⁽²¹⁾ないことは自明であるとの理由⁽²²⁾で採り入れられなかった。

(四) 裁判による父性の確認

認知がなされないときは、子または子の自然血縁上の父の訴えに基づき、裁判所によって父性が確認される。ただし、自然

血縁上の父死亡後は子の申立てに基づき、子の死亡後は母の申立てに基づき、後見裁判所によって父性が確認される (§ 1600 n RegE)。報告者草案の規定 (§ 1600 p RegE) とおりである。なお、父死亡後の申立期間については特別な規定は用意されていないけれども、父死亡当時父性確認の手続が係属していなかったときは、原則として、非嫡出子は父および父方の血族の相続から排除される (§ 1934 o RegE) ことに注意すべきである。

父死亡後も裁判によって父性の確認がなされ得ることについては異議は見当たらなかったが、子の死亡後の申立権者が母だけであることについては、これを拡大し、たとえば子の直系卑属にも申立権を付与すべきである旨の主張がなされた⁽²³⁾。この見解は、父性確認手続は特に母の私事領域 Intimsphäre に関するものであるから申立てをするか否かは母だけに委ねられるべきであること、子および母の死亡後は子の真実の血縁を探究することは非常に困難であることを理由に、採用されなかった⁽²⁴⁾。

父性確認訴訟においては、子は母の懐胎期間中 (出生前一八日ないし三〇二日) に母と性的関係を持った者から出生したものと推定される (§§ 1600 o Abs. 1, Abs. 4 RegE)。ただし、すべての事情を評価した場合懐胎期間中に母と性的関係を持った者からの子の出生に反する「重大な事由 schwerwiegende Gründe」が存するときは、右の推定は働かな⁽²⁵⁾ (§ 1600 o Abs. 2 RegE)。

報告者草案は「正当な事由 triftige Gründe」が有るときに

右の推定が働かないと定めており (§ 1600 q Abs. 1 Satz 2 RefE)、「同理由書は、『草案は『有力な事由 *überwiegende Gründe*』とさう表現を使用していない。このことによつて、父たることに同等の蓋然性を有する複数の男子が父として問題とされている場合においてそのうちの一人の者が、子の福祉の観点から、負訴判決を受けなければならないということが避けられる。』と述べていた。⁽²⁵⁾これに対しては、「正当な事由」という表現は不明瞭でありかかる用語法では問題の解決にはなり得ないことや、「正当な事由」の内容を明文の規定で定めまたは例示すべきことなどが主張された。⁽²⁶⁾

政府草案は、母がその懐胎期間中に複数の男子と性的関係を持った場合にはそのうちの一人の者において父たることの蓋然性が著しく大きいときにかぎり、第一項の推定が働くと定める (§ 1600 o Abs. 3 RefE) ことによつて論者の主張を容れるとともに、いわゆる「多数関係者の抗弁」はもはや存在しないことを明らかにした。

(三) 身分法上の地位

(イ) 親 権

非嫡出子の母が親権者となり嫡出子の親権に関する諸規定 (§§ 1626~1698 b BGB) が、原則としてそのまま、非嫡出子の親権について準用される旨の報告者草案の規定 (§ 1705 RefE) については一致して賛意が表明され、政府草案も報告者草案の右の立場を踏襲してゐる (§ 1705 RegE)。

子が後見人が必要とする場合を除き、子のすべての事務につ

西ドイツ非嫡出子法の改正について

き母は補佐人 *Beistand* を持つ (§ 1706 Abs. 1 RegE, § 1706 Abs. 1 Satz 1 RefE) ことについては、法律上当然に補佐が発生するのではなく、必要に応じて、裁判所の命令によつて補佐を発生さすべきであるという意見⁽²⁷⁾や、補佐 *Beistandschaft* ではなく父性確認と扶養の請求のみに制限された監護 *Pflegschaft* が生じるべきであるという意見も出されていたが、結局、報告者草案の規定してたとおりに落ちついた。問題は男女同権の原則にあるのではなく子の福祉にあるのだという考え方が強く影響しているものと思われる。もっとも、補佐人の同意権について規定していた条項 (§ 1706 Abs. 1 Satz 2 RefE) は削除されて母の親権についての重要な制限が消滅しているとともに、補佐の廃止・制限等を母が申し立てる場合においてそれが子の福祉に合致しているか否かについての立証責任を転換することにより (報告者草案によればそれが子の福祉に合することを母が立証したときに補佐を廃止または補佐人の権限を制限することができるようにしていたが、政府草案は母の申し立てがあるときは原則として補佐を廃止または制限しなければならぬものとし、申し立ての内容が子の福祉に合致しないときにかぎり申立てを却下すべきものとしている) 補佐の廃止や制限が容易になされ得るようにしている (§ 1706 Abs. 2 RegE, vgl. § 1706 Abs. 2 RefE)。

原則として少年局が法定の補佐人に就任すること (§ 1708 RegE/RefE) 子の出生前にも後見裁判所は補佐人を任命することができ得ること (§ 1707 RegE/RefE) については異議を見

出せなかった。

補佐人は、父の確認およびその他子の地位もしくは氏の確認または変更に関する事務ならびに扶養に関する請求および処分につき監護人の権利および義務を有する (§§ 1710 Abs. 1, Abs. 3 RegE) ほか、子の福祉のため必要が有るときは、後見裁判所によって財産管理権の一部または全部の委譲を受ける (§ 1710 Abs. 2 RegE)。

補佐人の右の権限は報告者草案の規定していた権限 (§ 1711 RefE) とほとんど同じであるが、報告者草案の右の規定については、補佐人の権限を拡大すべきであるという立場からこれを縮小すべきであるという立場からの二つの方向から、若干の提案がなされていた。前者は財産上の事項に関するものであって、相続の場合にも補佐人は権限を有するべきであるという意見として表われ、⁽²⁹⁾ 後者は身分法上の事項に關し、補佐人は父性確認についてのみ権限を有するべきであって特に⁽³⁰⁾ 氏の問題については権限を有するべきでないというのであった。しかし、前者の意見については、母に財産管理権を与える以上は一定の財産的権利につきその権限を縮小する合理的な限界づけを見出すことができないことおよび子の福祉にとって必要が有るときは後見裁判所による委譲 (§ 1710 Abs. 2 RegE, § 1711 Abs. 2 RefE) ⁽³¹⁾ によらざるべし、⁽³²⁾ 後者の意見については、身分法上の諸問題においては母と子の利害がしばしば対立すること、⁽³³⁾ を主たる理由として結局は報告者草案どおりの政府草案となつた。

父の権能としては人的交渉権 (§ 1712 RegE) と審尋を受ける権限 (§ 1713 RegE, § 1714 RefE) とがあるが、重要なのは前者であろう。

現行法によれば、嫡出子の父母は、子に対する身上監護権を有しないときは、子と人的に交渉する権能を有することになつてゐる (§ 1634 BGB)。右の権能は、内容的には、子と接見し、連れ出し、子に手紙を書き、子の健康状態と職業上の生長⁽³¹⁾ について照会することを含むものであると解されているが、⁽³²⁾ 非嫡出子の父は右の権能を有しないものと理解されていることは、すでに紹介したとおりである。

報告者草案は、近時の諸提案⁽³³⁾ に従い、一定の場合に父に子との人的交渉権を認めることとした。すなわち、第一次的には子の母または後見人に父に対して右の権能を認めるか否か、また認めるとするればいかなる範囲において認めるのかを定めますこととし、第二次的に、父の申立てに基づき、後見裁判所がこれを定めることとした (§ 1713 RefE)。報告者草案が父に人的交渉権を当然に与えるという態度を採らなかつたことについては、父は通常不純な動機で子に近づこうとすることが多く、しばしば子の福祉に合致しない結果となるからである旨の説明がなされていた。⁽³⁴⁾

学説はこぞって報告者草案の右の態度に賛意を表明して⁽³⁵⁾ おり、報告者草案におけるよりも父の権能を拡大すべきであるという発言は見出すことができなかった。政府草案は報告者草案の規定をそのまま踏襲し、若干の技術的修正を施したに止ま

する (§ 1712 RegE)。

(四) 氏

非嫡出子の氏につき報告者草案は、子はその出生の時に母が称している氏を称するとともに、母の氏が母の離婚により変更されたときは、子が一八歳未満であるかぎり、母の氏の変更は子の氏にも及ぶと定め (§§ 1617 Abs. 1, Abs. 2 Satz 3 RefE)、母子同一氏の原則を採った。子の利益のためには子と母の氏が異なることはできるかぎり避けられるべきであるという基本思想に基づくものである⁽³⁶⁾。報告者草案の右の立場は、一致した賛成の下に⁽³⁷⁾、政府草案にもそのまま受け継がれている (§ 1617 RegE)。

問題は子の出生の時に母が婚姻している場合 (たとえば、子の出生後母の夫から嫡出性の取消しがなされた場合) に生ずる。かような場合につき報告者草案は、子の側からする氏の変更および母の夫の側からの氏変更の申立てを認めていた (§§ 1617 Abs. 2 Satz 1, 2 RefE)。

しかし、子の側からする氏の変更については、かかる規定は子と母との氏同一性の原則を放棄することになるのみならず、現実には、子にかかる権利を認めて母の婚姻前の氏を称きすことが子の福祉と合致することは極めて稀であることを理由として、政府草案では削除されている。次に、母の夫 (またはかつての夫) の側からする氏変更の申立権については、氏変更の要件をもっと厳格にすべきであるという意見⁽³⁸⁾や、あるいは、民法典第一三五五条第一文の「婚姻・家族名は夫の氏である。」と

いう規定が、基本法第三条第二項の男女同権原則にもかかわらず、存在し得る以上、婚姻名はもはや妻固有の氏であると解さざるを得ず、したがって、妻からこれを剝奪することはできずまた妻の相続人はこれを相続し得るという理由で、夫からの氏変更の申立権は削除すべきであるという意見⁽³⁹⁾があり、実質的にも、夫は、妻と離婚した後妻に氏変更の要求をすることができ (EheG) によって、子から自己の氏を剝奪することができる (§ 1617 Abs. 2 RegE) ので、政府草案は夫からの氏変更の申立権をも削除した。

報告者草案は、一定の場合には、父の氏を子に付与すべきことを規定していた (§ 1618 RefE)。しかし、非嫡出子が父により準正されるときは子は当然に父の氏を称することになること (§§ 1719, 1736 BGB, § 1740 f RegE/RefE, § 1616 RegE/RefE) 準正されないにかかわらず子が父の氏を称することが子の福祉に合致する場合は極めて稀であることを理由として削除論が多く⁽⁴⁰⁾、結局、政府草案は右の削除論に従った。

母が父以外の男と婚姻したときは、一定の手続を経て、夫は子に自己の氏を付与することができる (§ 1618 RegE)。現行法 (§ 1706 Abs. 2 Satz 2 BGB) および報告者草案 (§§ 1619, 1620 RefE) と実質的に同一である。

(四) 財産法上の地位

(1) 扶 養

政府草案は、報告者草案にならい、非嫡出父子間の扶養義務も血族関係の存在と子に対する責任とに基づき親族法上の義

務であるという見地から、血族間の扶養について適用される扶養の一般規定 (§§ 1601 ff. BGB) を、特別な例外規定の無いかぎり、非嫡出父子間にも適用することを提案して (Reg. § 1615 a RegE)。報告者草案発表後に表明された諸家の見解が圧倒的に賛意を表していたため⁽⁴¹⁾ であろう。

この結果、父の扶養義務について子の年齢による制限 (vgl. § 1708 BGB) が無くなり、扶養料額は、原則として、子(権利者)の需要と父(義務者)の給付能力とに従う (§§ 1602 ~ 1604 BGB, vgl. § 1708 Abs. 1 Satz 1 BGB)。⁴²⁾ 父母は同順位で扶養の義務を負う (§ 1606 RegE, vgl. § 1709 Abs. 1 BGB) (ただし、父が後に述べる規定扶養料の給付義務を負っているときは、その範囲内では父が先順位の扶養義務者である)とともに、嫡出子と非嫡出子とは同順位で扶養の権利を有する (§ 1609 RegE) ほか、父(扶養義務者)の死亡とともに子の扶養請求権は消滅することになる (§ 1615 BGB, § 1615 a RegE, vgl. § 1712 BGB, §§ 1615 e ff. RegE)。

しかしながら、嫡出子と非嫡出子とに全く同じ取扱いをすることは、非嫡出子の現実に置かれていた劣悪な生活状態を顧慮するとき、非嫡出子保護のための法改正によって現行法の下で非嫡出子に与えられている特別な保護を否認するという矛盾に陥りかねない。それゆえ、政府草案は次のような注目すべき特別規定を非嫡出子のために用意している。

過去の扶養料については、一般原則によれば、扶養義務者が遅滞に陥りまたは扶養請求権が権利拘束となった時以後につい

てのみこれを請求することができることになっている (§ 1613 RegE / RefE)。しかし、非嫡出子に右の原則を適用することは、非嫡出子の父は認知または裁判によってはじめて確認されるものであることを考えるとき、あまりにも酷である。そこで政府草案は、認知がなされまたは裁判により父性が確認される以前に履行期の到来した扶養料については、第一六二三条の要件が満たされていなくても、これを請求することができる⁽⁴³⁾ と定めている (§ 1615 d RegE)。現行法の下では非嫡出子は、過去の扶養料については、右のような父性の確認以前と同一時間的な制限無くこれを請求することができることになっている (§ 1711 BGB) が、父性の確認された後にまで嫡出子と異なった特別扱いをする理由は無い訳であるから、⁽⁴²⁾ 右のように限定的に規定されることになったとのことである。なお、報告者草案によれば、過去の扶養料に関する特別規定は定額扶養料についてのみ適用されることになっていたが (§ 1615 n Abs. 4 RefE)。⁴⁴⁾ 政府草案の特別規定は規定扶養料のみならずそれを超えたすべての扶養料に適用されることになる。

非嫡出子のための特別規定のうち最も重要であるのは規定扶養料 *Regelunterhalt* に関する規定 (§§ 1615 f ff. RegE) である。規定扶養料は報告者草案発表後ほとんど一致して賛意が表明されていた定額扶養料 *Mindestunterhalt* (§§ 1615 n f. RefE) をほぼそのままの形で引き継いだものである。すなわち、父は、母の監護下にある子の質素な生活の維持に通常必要とされる額 (規定需要 *Regelbedarf*) —それは、連邦政府によ

り、連邦参議院の同意を得て、非嫡出子の年齢および生計費の地域的な差異を考慮して法規命令の形式で統一的に定められることになっている—から子のための種々の社会給付額を控除した額を、子が一八歳に達するまでの間、子に扶養料として支払わなければならない (§ 1615 f. RegE)。この結果、非嫡出子は、長期間にわたる訴訟によって父の給付能力の有無を確定する必要から開放されるとともに、少なくとも一八歳に達するまでは最低の需要は確保することができ、また、一般的な貨幣価値の変動に伴う扶養料額変更の訴えを提起する必要から免除されることになる。

報告者草案との最も重要な差異は、報告者草案が非嫡出子の扶養請求権は父の死亡によっては消滅せずその相続人によって承継される (§ 1615 e. RefE) こととし、それにもない、打ち切り Abfindung や相続人間の責任について詳細な規定を置いていた (§ 1615 f. H. RefE) のに反し、政府草案はこれらの特別規定をすべて廃止し、非嫡出子の扶養請求権も、血族間のそれと同じく、権利者または義務者の死亡によって当然に消滅する (§ 1615 a. RegE, § 1615 BGB) こととした点である。実質的には、非嫡出子をも父の第一順位の法定相続人としたこと(後述)と対応させたものであるが、法形式的には、非嫡出子の扶養請求権を報告者草案より以上に嫡出子のそれに近づけることによって非嫡出子の扶養請求権も家族法上の権利であることを一層明白にさせるためである。

(ロ) 相 続

報告者草案の発表される以前にも、何らかの形で非嫡出子の相続法上の地位を改善すべきであるとの意見がしばしば表明されてきており、種々の改正草案もそれぞれの観点から非嫡出子の相続権について提案をしてきた。これを一般的に概観すると、被相続人の妻や嫡出の直系卑属が相続人となる場合には非嫡出子の相続権を否定し、その代りに、扶養請求権を消滅させないことによってまたは遺留分権を与える等の方法によって調整をはかるとともに、第一順位および第二順位の血族ならびに被相続人(父)の祖父母のいずれもが存在しないときにかぎり非嫡出子に相続権を与えようとするものであった。

報告者草案はこれらの諸提案よりさらに一步を進め、父に嫡出の直系卑属がないときには非嫡出子およびその直系卑属に相続権を認める—すなわち、非嫡出子およびその直系卑属を第二順位の法定相続人とする—ことを提案した (§ 1930 a. RefE)。そして、父に第一順位の法定相続人がある場合には非嫡出子の扶養請求権を父死亡後も相続人に承継させることとしていた (§§ 1615 e. f. RefE)。

右の報告者草案については、非嫡出子が第三順位以下の血族よりも優先することに關してはほぼ一致した賛成を得たが、⁽⁴⁴⁾嫡出の直系卑属よりも後順位となるべきかについては非常に意見が分かれた。嫡出子と完全に同じ相続権を与えるべきであるという意見は見当たらなかったけれども、⁽⁴⁵⁾経済的に同一の利益を与えるべきであるという意見はかなり多く、そのほかにも、嫡出子と同一の遺留分権を与えるべきであるという意見が表明

されていた⁽⁴⁶⁾。もちろん、報告者草案の規定に賛成する者も少なくなく、⁽⁴⁷⁾その実質的根拠は基本法第六条第五項は形式的な同権を要求しているのではないこと、父死亡後にも扶養請求権を存続させることによって相続権に代えることは基本法の委任に合致するばかりでなく通常の場合には非嫡出子に相続権を与えるより以上の効果をもたらす点に求められていた。

政府草案は、報告者草案の態度から更に一步を進め、非嫡出子を相続法上嫡出子と同一の地位に置くように提案している。すなわち、非嫡出子にも民法典第一九二四条の適用を認めて相続法上父の第一順位の法定相続人としその相続分も嫡出子のそれと同一と定めた。ただし、被相続人(父)に妻または嫡出の直系卑属が存在しているときは、非嫡出子は遺産に対しその相続分に応じた金銭による債権的請求権(相続代償請求権 Erbver-satzanspruch)だけを有することとし(§ 1934 a Abs. 1 RegE)、非嫡出子を相続共同関係から排除し、父の妻と嫡出の直系卑属の利益の保護をはかっている。右の規定は、非嫡出子の直系卑属が父または父方の血族を代襲相続する場合にも適用される (§ 1934 a Abs. 1 RegE) ほか、父または父方の血族が非嫡出子(もしくはその直系卑属)を相続する場合において非嫡出子の母もしくはその直系卑属または配偶者が相続人となることにも準用されることになっている (§§ 1934 a Abs. 2, 3 RegE)。

なお、非嫡出子が父および父方の血族の相続に関与することができるとは認知または裁判により父性の確認されている

ことを必要とすることは言うまでもないが、相続開始の際未だ父性が確認されていない場合であっても相続開始当時父性確認の手續が係属していたときは、父性の確認された後子は相続人であることを主張することができる (§ 1934 c RegE)。報告者草案によれば、非嫡出子は父の死亡後であっても、一〇歳未満でかつ父死亡後五年以内であるときは、父性確認を申し立てて相続に関与することができる (§ 1930 b RegE) ことになつていたのであるから、この点については非嫡出子に不利な規定となつている。

(五) 準正および養子縁組

(1) 準 正

準正について政府草案は、報告者草案と同じく、いわゆる「事後婚姻による準正 (§§ 1719 ff. BGB)」と「父の申立てに基づく嫡出宣言 (§§ 1723 ff. BGB)」のほか、「子の申立てに基づく嫡出宣言 (§§ 1740 a ff. RegE)」の三制度を用意しているが、その内容は報告者草案の文言どおりかまたは若干の字句の修正に止まつていふと言つてよい。主要な改正点は、父の申立てに基づく嫡出宣言において父の妻の事前の同意 (§ 1726 Abs. 1 Satz 2 BGB) が無い場合であっても後見裁判所は嫡出宣言に対する子の利益が父の妻およびその家族の利益を凌駕するときは妻の事前の同意を補充しなければならぬこととし (§ 1727 Abs. 2 RegE) 非嫡出子の利益を優先することとしたこと、子の申立てに基づく嫡出宣言において父死亡後の申立期間を、諸家の提案⁽⁴⁸⁾に基づき、一年に短縮したこと (§ 1740 e

RegE) へららごである。

(四) 養子縁組

養子縁組に関する政府草案の規定も報告者草案のそれとほとんど同一であるが、養子縁組についてはかつての紹介の際に省略したので、ここで簡単に紹介しておくことにしたい。

民法典中養子縁組に関する部分は今日では、一般的な意見として、その全面的な改正を必要とすると言われており、また、一九六七年四月二四日にはヨーロッパ養子縁組協定にも批准がなされているのであるが、今回の政府草案は養子法の全面的改正は後日に留保することとし、非嫡出子法の改正と関連する部分の改正に止めるという基本的態度から出発している。

養親の嫡出の直系卑属の保護を目的として規定されている養親は嫡出の直系卑属を有することはできない旨の規定 (§ 1741 BGB) を非嫡出子にも適用することとし、それに関連して、同条の要件免除を定めている第一七四五条 a の適用範囲を非嫡出子にも拡大した (§§ 1741, 1745 a RegE/RefE)。嫡出子の父は、嫡出子保護の見地から、養子をすることができないにかかわらず非嫡出子の父は非嫡出子の利益を侵害する場合でも養子をすることができるといふ結果の不合理であることは自明であり、草案は一致した賛成を受けている。

従来通説は自己の子と養子をすることができていることを認めていたが、これを定めた明文規定が無かつたうえ、一九六一年の改正により非嫡出子の母にも親権を委譲し得ることになったので、親権者たる母はその非嫡出子と縁組することができるかに

西ドイツ非嫡出子法の改正について(四)

ついて疑問が提起されるようになってきている。そこで報告者草案は自己の非嫡出子と縁組することはいつでも許される旨の規定を新設した (§ 1742 a RefE)。右の規定については若干の反対意見も存在していたが、多くの賛成の下に政府草案にもそのまま受け継がれている (§ 1742 a RegE)。なお、右の場合には、養親に直系卑属が存在することは縁組障害とならない (§ 1742 a Satz 2 RegE. vgl. § 1741 Satz 1 RegE) ほか、裁判所は、原則として、養親は三五歳以上であることを要する旨の要件 (§ 1744 Satz 1 BGB) を免除することになっている (§ 1745 b RegE)。

現行法下では、非嫡出子が縁組するには母の事前の同意を必要とすることになっている (§ 1747 BGB) 反面、父は何の権利をも有していない。しかし、草案は非嫡出父子間に法律上の血族関係を認め非嫡出子の地位を大幅に嫡出子のそれに近づけるとともに、父に対しては子への責任感を期待するという態度をとっている (たとえば、§§ 1712, 1713 RegE)。ところで養子縁組によって父は非嫡出子との人的交渉権 (§ 1712 RegE) を喪失することになる (§ 1765 RegE) のであるから、民法典の右のような態度は、政府草案の下ではもはやそのままの形で維持されることはできない。かくて政府草案は、非嫡出子の縁組許可に先立ち後見裁判所は父を審尋すべきであると定めた (§ 1747 a RegE)。草案のかかる規定は非嫡出父子間にほとんどすべての場合に存在する極めて弛緩した関係を無視するものであるとの非難も無いわけではないが、一般的には、賛成さ

れている。

現行法上、養子縁組とともに実方の父母は親権を喪失することになっている (§ 1765 Abs. 1 BGB) が、人的交渉権をも喪失するか否かは争われている。右の問題についてこの草案中で規定することについて反対し将来の養子法改正に待つべきであるとの意見も出されていたが、縁組後の実方の父母による人的交渉は養子縁組の本質に合致しないという理由で、政府草案は実方の父母は養子縁組とともに子との人的交渉権を喪失すると定めた (§ 1765 Abs. 1 RegE)。

- (一) Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 126 (彼は、Betrachtungen zum Referententwurf eines Un-ehelichengesetzes, FamRZ 1966 Heft 8/9, S. 419 において、報告書草案の体系は非嫡出子法を通観し難く、かつ複雑であると批判している)ほか多数。反対説として、Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 245; Neuhaus, a. a. O., FamRZ 66, S. 528 ff. がある。前者は、カンリック作業集団の提案に従い、非嫡出子法を第一七〇五条以下の第六章において一括して規定することを主張し、後者は、嫡出子と非嫡出子とを厳然区別するのではなく、場合に応じて特別規定を設けるべきであると語う。
- (二) Dieter Klette, „Nichtehelich“—nicht „unehelich“, FamRZ 1967 Heft 4, S. 206; Marcus Lutter, Das Erbrecht des nichtehelichen Kindes, FamRZ 1967 Heft 2, S. 67 Fußn. 21. など、⁽³¹⁾「außerehelich」などの語を使用する者として、Wolfram Müller-Freienfels, Das Recht des ausserhehlichen Kindes und

seine Reform, in: Deutsche Landesreferate zum VII. Internationalen Kongress für Rechtsvergleichung in Uppsala 1966, herausgegeben von Ernst von Caemmerer/Konrad Zweigert, Berlin/Tübingen 1967, S. 149 ff.

など、Lutter は、非嫡出子の地位の改善のためには、東ドイツ家族法典の用語法「[Kind, dessen Eltern bei seiner Geburt nicht miteinander verheiratet sind] (§ 64 Abs. 2 FGB) を使用するよりも最善の手段であると言ふが、Klette は右のよきな表現を持ち、⁽³²⁾むしろはナンセンスであると語う。

- (三) Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 126; Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 245 Fußn. 1
- (四) 東ドイツでは、一九五〇年九月二七日の「親子の保護および婦人の権利に関する法律 Gesetz über den Mutter-und Kinderschutz und die Rechte der Frau vom 27. September 1950」以後「unehelich」という語に代え「Nichtehelich」という語が使用され、一九五四年六月に発表された家族法典草案もこれに従っていたが、一九六五年四月に発表された新しい家族法典草案および同年十一月に制定された家族法典は「eheliches Kind」および「nichteheliches Kind」という区別を撤廃し、場合に応じて「[Kind, dessen Eltern bei seiner Geburt nicht miteinander verheiratet sind] (§ 64 Abs. 2 FGB), [Kind, das außerhalb der Ehe geboren wurde] (§ 9 Abs. 1 EGFGB) などの表現を用いる。
- (五) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 111
- (六) Göppinger a. a. O., FamRZ 66, S. 419 f.

- (7) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 421.
- (8) Dieter Brüggemann, Die Vaterschaftsfeststellung im Referententwurf 1966 zum Unehelichengesetz, FamRZ 1966 Heft 11, S. 540.
- (9) 東マインツの男女同権原則から (Linda Ansong, Weitere Probleme der Rechtsbeziehungen zwischen Eltern und Kindern, NJ 1965 Nr. 8, S. 246) また、子の真実の父が誰であるのかを最もよく知っているのは母であるという見地から (Das Familienrecht der DDR, Lehrkommentar zum Familiengesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik vom 20. Dezember 1965 und zum Einführungsgesetz zum Familiengesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik vom 20. Dezember 1965 und zum Einführungsgesetz zum Familiengesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik vom 20. Dezember 1965, Berlin 1966, S. 208) 認知とは母の同意なくして規定している (§ 55 Abs. 1 FGB)。
- なお第四回マインツ法曹家会議の決議 (B VII Nr. 4) は、非嫡出子法の改正に際しては、母が認知に対し三箇月以内に異議を申し立てるという規定があることを勧告した。
- (9) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 421; Lange, a. a. O., JZ 66, S. 729. 彼の世' Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 126 Fußn. 17.
- (11) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 421.
- (21) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 113 によれば、認知と子の出生との間に母が第三者と結婚した場合に困難な問題の生ずるということが述べられている。
- (31) Lange, a. a. O., JZ 66, S. 729; Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 420.
- (41) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 420 und
- a. a. O., JR 67, S. 127.
- (15) 拙稿前掲同志社法学一〇六号三五頁は、「認知が取り消されもしくは認知をした者が……」とあるが、誤訳にこそこれを、「認知が取り消されかつ認知をした者が……」と改める。
- (16) Brüggemann, a. a. O., FamRZ 66, S. 538. 認知は取引でないことを理由として第一一九条第二項による取消しの削除を主張した。
- (17) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 420. 認知の取消しは認知が事実と反する場合にかぎり認めるべきであることを理由に、「意思の欠缺を理由とする認知の取消しは認めるべきでないと述べる。
- (18) Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 247 f.
- (19) Lange, a. a. O., JZ 66, S. 730.
- (20) この点につき政府草案および報告者草案の理由書は、「相続人の財産上の利益は子の福祉の後へ退かなければならぬ。子の地位は、認知をした者の死亡後は、例外的な場合でのみ除去をね得るべきである。」と述べている (Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 130; Begr. des RefE, S. 51.
- (21) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 421.
- (22) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 112.
- (23) Brüggemann, a. a. O., FamRZ 66, S. 536.
- (24) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 147; Begr. des RefE, S. 148. 444' Begr. des RefE, S. 54.
- (25) Begr. des RefE, S. 56.
- (26) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 422; Lange, a. a. O., JZ 66, S. 730; Lutter, a. a. O., FamRZ 67, S. 72.
- (27) Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 252.

- (32) Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 128; Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 252.
- (32) Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 252; Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 128.
- (30) Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 128; Lange, a. a. O., JZ 66, S. 732.
- (31) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 281.
- (32) 一の参照。
- (33) たよんてい 第四四回ドイツ法曹家会議決議BⅡ。その他 シトロン 草案CⅢ ノンデルス ト草案第一七〇 八条f。 もいよめ カンリック 作業集団の提案第六九は じむを認めるべきかはなから主張しよう。
- (34) Begr. des RefE, S. 92 f.; Gottfried Knöpfel, Der Referentenentwurf eines Gesetzes über die rechtliche Stellung der unehelichen Kinder, FamRZ 1966 Heft 6, S. 276.
- (35) Hedwig Maier, Die personenrechtliche Stellung des unehelichen Kindes nach dem Referentenentwurf zum Unehelichengesetz, FamRZ 1966 Heft 8/9, S. 430; Lange, a. a. O. JZ 66, S. 732; Rudolf Reuther, Verkehrsrecht für den unehelichen Vater? Ein Beitrag zur Reform des Unehelichenrechts, FamRZ 1967 Heft 5, S. 263.
- (36) Knöpfel, a. a. O., FamRZ 66, S. 277; Begr. des RefE, S. 81.
- (37) たよんてい Maier, a. a. O., FamRZ 66, S. 425. その他 カンリック 作業集団の提案第九六から。
- (38) Göppinger, a. a. O., JZ 66, S. 732.
- (39) Lange, a. a. O., JR 67, S. 127 f.
- (40) Maier, a. a. O., FamRZ 66, S. 426 f.; Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 128; Lange, a. a. O., JZ 66, S. 732.
- (41) たよんてい Hans-Viggo von Hülsem, Das materielle Unterhaltsrecht des unehelichen Kindes im Reformentwurf, FamRZ 1966 Heft 8/9, S. 433; Zweigert, a. a. O., Jus 67, S. 244; Brühl, a. a. O., FamRZ 66, S. 541.
- (42) Begr. des RefE, S. 195.
- (43) たよんてい Brühl, a. a. O., FamRZ 66, S. 542; Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 127; v. Hülsem, a. a. O., FamRZ 66, S. 433; Lange, a. a. O., JZ 66, S. 730.
- (44) 反社論者として Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 257. 彼は被相続人の祖父母(第三順位)の法定相続人(非嫡出子)の相続から排除されるべきかどうかを論じている。
- (45) たよんてい Lutter, a. a. O., FamRZ 67, S. 77; Göppinger, a. a. O., JR 67, S. 129; Albrecht Dieckmann, Zur vermögensrechtlichen Stellung des unehelichen Kindes nach dem Tode des Vaters, Ein Beitrag zum Referentenentwurf eines „Unehelichengesetzes“, FamRZ 1967 Heft 1, S. 14.
- (46) Zweigert, a. a. O., Jus 67, S. 247.
- (47) たよんてい Lange, a. a. O., JZ 66, S. 733; Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 255.
- (48) Maria Grasnack, Das Problem der Brautkinder bei der Reform des Unehelichenrechts, NJW 1967 Heft 8, S. 332; Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 254.
- (49) Göppinger, a. a. O., FamRZ 66, S. 423 f.; Helmut

Engler, Die Vorschläge zur Änderung des Adoptionsrechts im Referententwurf eines Unehmengesetzes, FamRZ 1966 Heft 11, S. 553.

(50) Knur, a. a. O., FamRZ 67, S. 254.

(51) Engler, a. a. O., FamRZ 66, S. 556.

(52) Begr. des RegE, S. 348.

結語に代えて

右に見てきたところからもわかるように、政府草案は民法典制定以来約七〇年間にわたり各方面から提出されてきた非嫡出子法改正の諸提案を基礎として作成されたものであり、その意味では、非嫡出子法改正運動のピークであるといえる。

草案の内容から見ても、その基本原則においてあるいは個々の諸規定において政府草案は直接的にはその前身たる報告者草案に、またさらに遡れば、特に二七に掲げた諸提案に多くを負っていることは前述のとおりである。もちろん、政府草案の起草に際して、近代諸国の法についての比較法的研究がその基礎にあったこと(三四参照)も忘れてはならない。このように考えると、本稿で紹介した政府草案は比較的早期に立法化されるのではないかと思われる。

しかしながら、他方、特に相続のところで見たとように、政府草案と報告者草案とは基本的な考え方に変化があったと思われる点も少なくなく、その他細部の諸点にわたって存存する見解の相異は、草案の法典化までにはなお多くの解決すべき諸問題が残されていることを知る。

西ドイツ非嫡出子法の改正について(一)

非嫡出子を保護し嫡出子に対すると同等の法的地位を与えるべきであるという要請と婚姻ないし家族を保護・尊重しなければならぬ——一夫一婦制の確立——という相矛盾する二つの命題をいかにして調和的に解決するかが近代家族法に課された一つの課題である以上、ドイツ法が右の問題についてどのような解決を与えるかは、我が法を研究するうえに一つの重要な資料を提供することは間違いない。ドイツにおいて新しい非嫡出子法が各方面からの祝福をあびながら誕生するのを待ちつつ、拙い紹介を終わることとしたい。

(一九六八・一一・一九)